

議案第 83 号

墨田区保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区保健所の設置等に関する条例（昭和 50 年墨田区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区保健所の設置に関する条例

第 1 条の表中「東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号」を「東京都墨田区横川五丁目 7 番 4 号」に改める。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、墨田区保健所の位置を改めるとともに、保健センターを廃止するほか、所要の改正をする必要がある。